

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年7月26日

大館市長 福原 淳嗣

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 39	大館市岩瀬字大川目元渡4番地204	70／151	山林	0.16	2041.3.31	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課及び大館市ホームページ

(ホームページリンク <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/shinrin/>)

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。